

装装保第5239号
令和4年3月31日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定の考え方の方針について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第10項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定の考え方の方針
 - (1) 防衛省が提供する取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定する「取扱い上の注意を要する文書等」及び同通達第8に規定する「注意電子計算機情報」（以下「注意情報」という。）は、保護すべき情報に指定するものとする。
 - (2) 契約相手方の契約履行過程（研究開発、製造等）で発生する情報のうち次の要件に当てはまる場合は、保護すべき情報として扱わなければならない。
 - ア 注意情報の一部を含んでいる情報
 - イ 解釈や分析により注意情報やその他公にした場合、安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報
 - ウ 企業が取り扱う情報同士を組み合わせた結果、注意情報やその他公にした場合、安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報を類推できる情報
 - エ アからウまでの情報には、装備品の能力をおおよそ識別できる情報も含

む。

2 その他

この通知に定めるもののほか、装備政策部長が別に定めるところにより、保護すべき情報の適切な管理を実施するものとする。